

欧州委員会、EU 国境における知的財産権エンフォースメント報告書 2010 を公表

2011 年 7 月 18 日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、7 月 14 日、EU 国境における知的財産権エンフォースメント報告書 2010 (Report on EU Customs Enforcement of Intellectual Property Right; Results at the EU Border - 2010) を公表した。

2010 年の差止件数は 79,112 件であり、2009 年と比較してほぼ倍増しているが、これはインターネット販売の成長によるものと分析されており、アルギルダス・シュメタ欧州委員 (税制・関税同盟、監査・不正防止担当) は、プレスリリースにおいて、郵便小包の差止件数が 15,000 件から 48,000 件へと急増したことを指摘している。一方、差止点数については、11,800 万件から 10,330 万件へと減少した。

また、今回から差止物品の国内小売価格の相当額が示されており、2010 年の被害の総額は 11 億ユーロを越えた。

報告書の主なポイントは以下のとおり。

- ・ 差止件数は 79,112 件であり、2009 年の 43,572 件に比べ大幅に増加。内訳は、衣料品 (26.31%)、靴 (19.68%)、電子機器 (13.65%)、時計 (5.94%)、鞆・財布 (5.03%)、スポーツシューズ (4.51%)、その他 (24.88%)。
- ・ 差止点数は約 10,330 万点であり、2009 年の約 11,800 万点に比べて減少。内訳は、タバコ (33.54%)、文房具 (8.43%)、ラベル/タグ/ステッカー (6.81%)、衣料品 (6.71%)、玩具 (6.52%)、その他 (30.08%)。
- ・ 差止物品の国内小売価格の相当額は約 11 億ユーロ。内訳は、衣料品 (15.97%)、タバコ (10.99%)、スポーツシューズ (10.40%)、鞆・財布 (9.25%)、時計 (8.81%)、携帯電話 (5.30%)、その他 (39.29%)。
- ・ 知財侵害品の最大供給国は中国であり、差止点数の 84.92%、被害額の 72.91%と、大部分を占めた。
- ・ 差止件数の輸送手段の内訳は、郵便小包 (48,997 件)、空路 (18,645 件)、道路 (5,681 件)、海路 (3,602 件) など。
- ・ 差止理由 (点数ベース) は、商標権侵害の割合が 87.71%で大半を占める。次に多いのは意匠 (8.88%) であった。
- ・ 差止後の結果に関する件数内訳は、廃棄 (75.83%) が最も多く、次に多いのが訴訟の開始 (15.67%) であった。
- ・ 差止が行われた加盟国の件数の内訳は、ドイツ (22,146 件) と英国 (22,125 件) が突出して多く、合計で全体の約 56%を占めた。

－ プレスリリースと報告書の本文は、欧州委員会のホームページを参照 －

[Press Releases](#)

[Report on EU Customs Enforcement of Intellectual Property Right: Results at the EU Border – 2010 \(PDF\)](#)

(以上)